

人口問題研究所研究報告會

本研究所に於ける研究報告會その後の研究報告結果は左の如くである。

- 十八歳未満の子女の分布 第四十三回(昭和十七年八月十四日)
- 適正規模農家に関する諸家の意見

内藤 研究官補

- 適正量農業人口内地確保の必要に関する論

本多 研究官

行政簡素化實施大綱の閣議決定と之に伴ふ家族手當の増額

南方統治上の派遣要員捻出を兼ねて行はれた行政簡素化の實施については昭和十七年八月十二日の閣議に於いて簡素化實施に伴ふ減員(勤任官、奏任官及雇傭員につき中央廳三割、地方廳二割、作業廳一割の減員)と共に伴ふ官廳職員の待遇改善要領を決定するに到つたが、右官廳職員の待遇改善の一部として官廳職員に對する家族手當の増額が行はれ、更に之と則應

して會社經理統制令の適用を受くる民間會社の社員に對しても現行家族手當に對する同趣旨の増額を認めることとなつた。家族手當の増額は人口政策上特に關心せらるゝ所が多い。情報局總裁談の形式を以て發表されたる所を掲ぐれば次の如くである。

情報局總裁談

(内外地別及各省別數字を省略)

行政簡素化實施案に就ては既に七月二十八日勤任官の分を發表した次第であるが、本日の閣議において奏任官以下の分並に官吏待遇改善案及び戰時中官廳の執務時間に關し夫々情報局發表の如く決定、十月一日から實施する豫定となつた、右簡素化案が順調に運んだことは當該大臣並に各廳關係者が渾然一體となつて努力した賜であつて洵に欣びとする次第である。

第一 簡素化實施に伴ふ減員狀況

(左表のうち「中央官廳」の中には各省のほか獨立官廳、總督府を含む)

區別	定員			減員	改正定員
	(1) 中央、地方、作業官廳別	(2) 官廳職員別	(3) 家族手當の増額		
中央官廳	四百六〇	三百三十六	一百三十二	一百七十一	三百三十一
地方官廳	八百六十九	三百一四	一百五十一	一百零九	三百零九
作業官廳	一、三四、九六	一、三三、八一	一、三六、七三	一、三〇、五九	一、三〇、六四
計	一、七七、四四	一、七〇、五九	一、七〇、六四	一、七〇、五九	一、七〇、六四
區別	定員	減員	改正定員		
勤任	一、六九	一三	一、七〇		
奏任	三、八七	二、六六	三、八九		
奏任待遇	八、〇九	一、四九	六、七三		

判任	三五〇、六八	二六、七五	三〇、〇八
勤任待遇	一四三、七九	二〇、一五	二三、六六
嘱託	一一、九四	一、九五	九、九九
雇員	六三、四〇	九、九一	五九、一〇九
人	四三、四〇	七、七七	四二、七〇
計	一、五七、四四	一、七〇、五九	一、四〇、六八

判任官の待遇改善要領
第一 方針
第一 官廳職員の待遇改善要領

行政の簡素化に併行し左記要領に依り官廳職員の待遇改善に付措置するものとす

(1) 戰時勤勉手當の支給

(1) 官廳職員全員に對し俸給給料の一割に相當する金額を戰時勤勉手當として支給すること

(2) 戰時勤勉手當は現に臨時手當を支給し居る者に對しても之を支給すること

(2) 家族手當の増額

一般民間における工員又は職員の健康保険制度に即應し官廳職員の共濟組合に付組合加入者の範圍並に共濟給付を擴張する等の措置を講ずること

(3) 共濟制度の擴張

簡素なる組織の下に長くその地位に留り能率の増進を期するため奏任官、判任官又は雇員を優遇する意味に於て内閣又は各省毎に奏任官、判任官又

は雇員等の一定数を夫々勤任官、奏任官又は判任官等と爲し得ることとすること

【備考】

(一) 本措置の實施に伴ひ要する経費は行政簡素化に因り生ずる豫算上の剩餘額を第一次に充當するものとす從つて行政簡素化の實施に依り減少すべき官廳職員に伴ふ經費は減負に伴ふ俸給、給料賞與は固より事務費其他につきても必ず之を節減するの外別途能べ限り既定經費の節減を勵行すること

(二) 公吏等に對しては公共團體の事務の簡素化に即應して本措置に準じ措置すること

(三) 官吏の給與改善に伴ふ會社經理統制に關し留意すべき點左の如し

(イ) 會社經理統制令の適用を受くる會社の社員に對しても家族手當の増額を認めることとするが、會社が家族手當を増額せんとする場合に於ては當該事業經營者は經營の簡素化等に依る經費の節約を圖り家族手當増額に要する資源を得るやう努力することを必要とすること

(ロ) 會社の社員の賞與資源増額は之を認めざること

(ハ) 紦與の増額に依り當該事業の生産物資の價格騰貴を來さしむることは容認せざること

(四) 今次の待遇改善に伴ひ一層戰時貯蓄の増加に努力すべきこと

第三　官廳執務時間に關する件

戰時中は官廳退廳時刻は之を一時間延長す。

註一(午前八時より四時迄を五時迄と改む)

妊娠婦手帳規程の制定

昭和十七年度の妊娠婦保健指導及保護實施要綱の決定については本誌前々號本欄所報の如くであるが、之に伴ふ妊娠婦手帳規程は昭和十七年七月十三日付官報を以て左の如く制定せられた。

妊娠婦手帳規程 (昭和十七年七月十三日)

第一條 妊娠婦(産後一年以内ノモノヲ含ム)及乳兒ノ保健指導其ノ他保護ノ徹底ヲ圖ル爲本令ノ定ムル所

ニ依リ妊娠婦ニ妊娠婦手帳ヲ交付ス
妊娠婦手帳ハ別記様式ニ依ル

第三條 妊娠婦手帳ハ地方長官之ヲ發行ス

本令ニ定ムルモノノ外妊娠婦手帳ノ交付其ノ他妊娠

婦手帳ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

地ヲ管轄スル地方長官ニ妊娠届出ヲ爲スペシ

一 氏名、生年月日及居住地

二 世帶主ノ氏名

三 妊娠月數及出産豫定日

前項第三號ノ事項ニ付テハ醫師又ハ助產婦ノ證明ヲ

附スベシ但シ醫師又ハ助產婦ノ證明ヲ受クルコト困

難ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタル

トキハ遲滞ナク其ノ旨届出ヅベシ

第五條 妊娠婦手帳ハ之ヲ毀損シ若ハ亡失シタル場合

又ハ其ノ餘白ナキニ至リタル場合ニ限リ同一妊娠ニ

關シ重ネテ交付ヲ受クルコトヲ得

第六條 妊娠婦手帳ノ交付ヲ受ケタル者妊娠ニ非ザル

コト判明シタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ其ノ旨ヲ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式(用紙ノ大サハ國定規格 A6.トス)

昭和年月日交付(第 號)

妊娠婦手帳

氏名

○ ○ 縣印

年月日生

○ ○ 責任者印

變更届出受理

居 住 地						
年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日
世帶主氏名						
出産豫定日						

届出デ妊娠婦手帳ヲ返還スペシ
妊娠婦ハ保健所、醫師、助產婦又ハ保健婦ニ

就キ力メテ屢保健指導ヲ受クベシ

妊娠婦ハ保健所、醫師又ハ助產婦ニ就キ診察、治療、

保健指導又ハ分娩ノ介助等ヲ受ケタルトキハ其ノ都

度妊娠婦手帳ニ診察、治療又ハ保健指導ノ要領、新産

兒ノ體重、在胎月數等ノ記載ヲ受クベシ保健婦ニ就

キ保健指導ヲ受ケタルトキ亦之ニ準ズ

第八條 妊娠婦死亡シタルトキハ世帶主又ハ家族ヨリ

妊娠婦手帳ヲ遲滞ナク地方長官ニ返還スペシ但シ出

産兒生存スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ世帶主又ハ家族ヨリ妊娠婦

死亡シタルトキハ世長官ニ届出ヅベシ

第九條 妊娠婦手帳ハ行政廳ノ定ムル所ニ依リ妊娠育

兒ニ關シ必要ナル物資ノ配給其ノ他妊娠婦及乳兒保

護ノ爲必要アル場合ニ之ヲ使用セシムルモノトス

第十條 本令ニ依ル妊娠婦手帳以外ノ手帳ニハ妊娠婦

手帳ナル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ